［令和７年予備試験論文式 行政法］※現実解

設問１

１．「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法９条１項）とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者を意味する。ここでいう法律上保護された利益とは、当該処分を定めた行政法規が不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合における当該利益を意味し、その判断は９条２項に従って行われる。

２．X1 及び X2 は、被侵害利益として、既存の許可業者の営業の利益を主張する。

３．転飼許可は本件条例３条を根拠とする処分であり、同条２項１号は、不許可事由として「蜂群数が転飼しようとする区域内の蜜源に比べて過剰と認めるとき」を挙げている。また、養蜂振興法は、本件条例と「目的を共通にする関係法令」に当たるところ、同法は蜂群の適正配置の確保を趣旨及び目的としている（同法１条、３条、８条）。これらのことから、本件条例３条は、蜂群の適正配置を確保することを通じて既存の許可業者の営業上の利益を保護する趣旨であるといえる。

営業許可制の一般的性質に着目して、既存の許可業者の営業上の利益は単なる事実上の反射的利益にとどまるとして、その個別的利益性を否定する立場もあり得る。

しかし、営業許可制の一般的性質から判断するのではなく、許可制ごとの法令上の仕組みに着目して判断するべきである。

本件条例４条は、転飼場所から半径２キロメートル以内の蜂群の位置が記載されている転飼場所付近の見取図を許可申請書に添付することを義務付けており、また、本件条例施行規則５条２項は、蜜源に対し蜂群数が過剰にならないように、転飼先地区の養蜂業者と蜂群数及び転飼先の調整を行った旨を記載し、Y 県養蜂農業協同組合の転飼先地

区を管轄する支部長が押印した事前調整報告書を申請書に添付することができると定めており、いずれも蜂群の適正配置による需給調整を趣旨とするものである。しかも、関係法令である養蜂振興法においても蜂群の適正配置を趣旨として規定が設けられており（3条、8条）。そこで、本件条例は、転飼先から2キロメートル以内の場所に巣箱を設置して養蜂を行っている既存の許可業者の営業上の利益について、それが帰属する個々の許可業者の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解する。このことは、【資料】掲載の手引において、需給調整に関する定めがあるとともに、蜂群が近接する場合には既存の許可業者を優先するべきことが明記されていることからも窺われる。

４．X1は、本件予定地から1.6キロメートル離れた場所で養蜂を行っている既存の許可業者であるから、本件処分の取消訴訟における原告適格を有する。これに対し、X2は、本件予定地から5キロメートルも離れた場所で養蜂を行っているにすぎないから、本件処分の取消訴訟における原告適格を有しない。

設問２

１．行政裁量の存否は、法令の文言と処分の性質から判断される。

本件条例3条2項1号は、不許可事由について、「蜂群数が転飼しようとする区域内の蜜源に比べて過剰と認めるとき」という不確定概念を用いて定めている。その趣旨は、転飼許可の可否については、転飼先の蜜源に対して蜂群数が過剰になることを防止するために、転飼先の周辺の蜂群や蜜源の状況など、様々な事情を考慮して判断する必要があるため、こうした事情を総合考慮した上で適切な判断を下すことに適している都道府県知事の判断に委ねることにある。そこで、前記の不許可事由の判断には、都道府県知事の要件裁量が認められると解する。

２．蜜源に対して蜂群数が著しく過剰である場合に限って本件条例3条2項1号の不許可

事由に当たるとの運用は、裁量基準として定められたものではないから、裁量基準のように裁量権行使を羈束するほどの効力までは有しないが、法令の趣旨に照らして合理的なものであれば、裁量権行使の際に上記運用を考慮することは可能であると解する。

３．Y 県では、県全体の養蜂業者が減少傾向にあることに加えて高齢化しており、数年前から、本件条例によって転飼を制限して経営の合理化・効率化を妨げてきたことがその原因ではないかとの指摘が県議会で何度もされていたことから、令和 5 年には、Y 県の担当部長が、蜜源に対して蜂群数が著しく過剰である場合に限って、本件条例 3 条 2 項 1 号の不許可事由に当たるとして許可をしない方針に変更すると県議会で答弁している。こうした経緯からすれば、上記運用には合理性が認められる。

そして、X2 は、A による転飼許可申請について A と利害関係が衝突する既存の許可業者であるから、X2 が事前調整報告書への押印を拒否した際に述べた理由を、中立的な立場から実施調査を行った樹木医の報告に優先させるべきではない。そうすると、樹木医が、調査時点では C 地区に蜜源が十分に存在するとの報告をしていることからしても、蜜源に対して蜂群数が著しく過剰であるとまではいえない。

以上より、裁量権の逸脱・濫用は認められないから、本件処分は適法である。　以上